

承認第7号

専決処分の承認を求めることについて

令和元年度筑北村簡易水道事業特別会計補正予算〔第2号〕について、急施を要すると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し承認を求める。

令和元年11月7日 提出

筑北村長 関川芳男

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により令和元年度筑北村簡易水道事業特別会計補正予算〔第2号〕を次のとおり専決処分する。

令和元年10月28日

筑北村長 関川芳男

令和元年度筑北村簡易水道事業特別会計補正予算〔第2号〕

令和元年度筑北村の簡易水道事業特別会計補正予算〔第2号〕は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,700千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ173,895千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

令和元年10月28日 専決

筑北村長 関川芳男

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		60,202	500	60,702
	1 他会計繰入金	60,202	500	60,702
8 村債		0	8,200	8,200
	1 村債	0	8,200	8,200
歳入	合計	165,195	8,700	173,895

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 災害復旧費		0	8,700	8,700
	1 災害復旧費	0	8,700	8,700
歳 出	合 計	165,195	8,700	173,895

第2表 地方債補正

(追加)

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債方法	利率	償還の方法
地方公営企業災害復旧事業	8,200	証書借入	5.0%以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
4 繰入金	60,202	500	60,702
8 村債	0	8,200	8,200
歳入合計	165,195	8,700	173,895

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5 災害復旧費	0	8,700	8,700	0	8,200	500	0
歳出合計	165,195	8,700	173,895	0	8,200	500	0

2 歳 入

(款) 4 繰 入 金

(項) 1 他会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1一般会計繰入金	60,202	500	60,702	1一般会計繰入金	500	001 一般会計繰入金 500 001 一般会計繰入金 500
計	60,202	500	60,702			

(款) 8 村 債

(項) 1 村 債

4簡易水道施設災害復旧債	0	8,200	8,200	1簡易水道施設災害復旧債	8,200	001 簡易水道施設災害復旧債 8,200 001 簡易水道施設災害復旧債 8,200
計	0	8,200	8,200			

3 歳 出

(款) 5 災害復旧費

(項) 1 災害復旧費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国 支 出	県 金	地方債					その他
1災害復旧費	0	8,700	8,700			8,200	500		13 委託料	1,500	020 単独建設事業委託料 1,500 012 実施設計・監理委託料（ 事業用資産） 1,500
							8,200		15 工事請負費	7,200	020 単独工事請負費 7,200 070 維持補修の工事請負費 7,200
計	0	8,700	8,700			8,200	500				